

件 名	令和8年度第1回 皆野町地域公共交通活性化協議会 会議概要
日 時	令和8年5月11（月）13時30分～15時00分
場 所	皆野町役場 201 会議室
出席者	別紙名簿のとおり ※名簿のほか町コンサルタント事業者である株式会社アイ・ディー・エー(社会技術部)が参加

【議事概要】

- ・ 令和7年度第6回皆野町地域公共交通活性化協議会が書面開催であったことを踏まえ、委員から付された意見について改めて共有を図った。協議事項については、今後の運行状況等を踏まえながら適宜見直しを行うことを前提として進めていくことで、承認を得た。
- ・ 関東運輸局との事前協議に基づき、利便増進実施計画の修正・変更を行い、協議会の承認を得た。今後も関東運輸局との調整を図りながら、計画認定申請に向けて事務局にて手続きを進めることとした。
- ・ デマンド交通運賃の割引については、お出かけタクシーからの円滑な移行及び利用促進を目的として、全登録者を対象に無料利用券2,000円分（片道4回分）を配布することで承認を得た。
- ・ バス運賃の割引・減免については、幼児（未就学児）の運賃に関し、自家用有償旅客運送における法令上の取扱いを確認した上で、条例改正を実施する方向で承認を得た。

1. 開会

2. 委嘱書交付

- ・ 委員任期満了につき人事異動を反映させたくて再任
- ・ 今年度より町営バス運行受託者である有限会社新井運輸様より新井保弘氏を委員として迎える
- ・ 長島会長より住民・利用者代表者の中委員を副会長に継続指名

3. 自己紹介

4. 議事

- ・ 皆野町地域公共交通活性化協議会設置要綱第6条第1項の規定に基づき、長島委員を会長に選定

（1） 令和7年度第6回皆野町地域公共交通活性化協議会（書面開催）に付された委員意見について

- ・ 事務局説明【資料1】

会長	私から補足説明をさせていただきます。 前回、3月中旬に書面会議を開催いたしましたが、主な議題はデマンドタクシーに関するものでした。その中で、実証実験の結果を踏まえて作成し、皆様にご承認いただいた案ではございますが、町としては、このデマンドタクシーが当初から「100%完成されたもの」であるとは考えておりません。当協議会の委員であり、地域公共交通政策アドバイザーとしてご助言をいただいていた吉田先生からも、「1年程度実証実験を行わなければ、本来の姿は見えてこない」とのお話をいただいております。しかし今回は、国の補助金を活用した3か月間の実証実験の結果を基に制度設計を行ったものであり、現時点で完全な形というわけではありません。今後、本格導入を進める中で、見直しが必要な点があれば随時改善を行い、最終的にはより完成度の高いデマンド交通にしていきたいと考えております。 以上を踏まえまして、ただいまの事務局説明に対し、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。
金子委員	議案に対する意見を提出したのは私ですので、補足説明をさせていただきます。 実証実験を短期間で実施したとのお話がありましたが、弊社では小鹿野町、横瀬町、秩父市

	などでデマンド交通の運行に携わっております。その経験を踏まえ、「このような形が望ましいのではないか」という提案を皆野町へさせていただきました。私が一番懸念しているのは、本日ご出席の運輸支局の方を含め、多くの方がこれまでの経緯を十分ご存じない中で、「今さら意見はありますか」と聞かれても、なかなか意見を出しづらい状況ではないかという点です。 そのため、単に多数決で決めるのではなく、きちんと意見を聞きながら皆で決めていく方が、より良いものになるのではないかと思います、このような意見を提出いたしました。 また、今後についてですが、11月の本格運行開始に向けて準備を進めていく中で、いただいた意見を踏まえて変更を検討する場合、「一度決まったことだから変更できない」という扱いになるのかどうか、その点について運輸支局や県のお考えを伺いたいと思います。
会長	貴重なご提言ありがとうございます。運輸支局様、また県交通政策課様からご意見等ございましたらお願いいたします。
鳥羽委員	「一度決めたら変更できないのか」という趣旨でしょうか。
金子委員	はい。協議会というのは非常に重要な会議であり、皆様にお集まりいただいて議論し、「これでよろしいですか」と決める場だと思っています。もし既に結論が決まっているのであれば、私たちが意見を出した意味がなくなってしまうと思います。本日ご出席の皆様も、今日初めて皆野町の状況を把握された部分があると思います。 そのため、今後計画を見直す際にも、「もう決まったことなのでこのまま進めます」となってしまうと、事業者としては納得しづらい部分があります。
鳥羽委員	「一度決めたら絶対に変更できない」ということではありません。協議会の中でどのように決めていくかが重要になります。また、採決方法についても協議会ごとに異なりますので、運輸局として何かを一律に縛るものではありません。 ただし、実際に運行を担うのは事業者の皆様ですので、実務上どのように対応するかが重要なポイントになります。その点については、事務局や協議会の中で、どのような形が望ましいかを話し合っただけだと思います。実際に運行してみて、「この点に懸念があり実施が難しい」といった実情も出てくると思います。そのような状況やデータを協議の場で共有し、「こういう状況なのでこう考える」といった形で議論し、必要に応じて別の方法を検討していく流れになると思います。
金子委員	見直しは可能という認識で良いか。
鳥羽委員	はい。協議会規定に基づき採決を行う形になると思いますので、変更する場合も改めて協議・採決を行う流れになると思います。 実際に運行した結果、「このような懸念があるため厳しい」といったこともあると思いますので、そのような実情を踏まえて協議し、「では別の方法を検討しましょう」といった形で進めていくことになると思います。
金子委員	もう一点、現在問題となっている自家用有償旅客運送やレンタルバスの件についてです。 今回の制度は白ナンバーで行う自家用有償旅客運送ですので、法律上のルールはありますが、二種免許が不要であることについて不安を感じる方も多いと思います。テレビ等では誤った情報が流れている場合もあり、「人を乗せるのになぜ二種免許が不要なのか」といった意見を述べるコメンテーターも見受けられます。そのため、住民の皆様に対して、「制度上適切な運行であり、安全面にも配慮している」ということを丁寧に説明しなければ、今後の事業継続が難しくなるのではないかと感じています。 また、事故が起きてから制度や法律が変わることも多いため、事業者としては非常に不安があります。法律上問題がなくても、実際には二種免許保有者に運転をお願いしたいと思うほど慎重になっています。 事業者側の立場もぜひご理解いただきたいと思い、意見として申し上げました。
鳥羽委員	今回の事故については大変痛ましい事故であり、今後、警察の捜査や監査等を通じて詳細が明らかになってくると思います。ご懸念としては、「白ナンバー」という括りで一律に見られて

	しまうことへの不安ということかと思えます。 現在の制度導入の背景には、従来の事業者だけでは地域交通を維持することが難しくなっている現状があり、自治体も含めて地域全体で支えていこうという考えがあります。その中で、自家用有償旅客運送についても、単に白ナンバーで運行するのではなく、講習等を受けた上で運行していただく制度となっています。 しかし、外見上は白ナンバーであるため、報道等の影響で誤解を受けることへの不安があるということかと思えます。その点については、無許可の白バスとは異なる制度であり、皆野町の地域交通として運行する以上、利用者の皆様への丁寧な周知・広報が重要になると考えております。制度の趣旨や安全面についても含め、しっかり周知していく方向で進めていきたいと思えます。
金子委員	ありがとうございます。今後の事業展開にも影響すると思いましたので、意見として申し上げます。
鳥羽委員	過去にも重大事故を契機に貸切バス等の規制強化が行われ、安全対策が強化されてきました。そのような中で、地域交通維持のために白ナンバーによる制度も活用されているわけですが、同じように見られてしまうことへの懸念は理解しております。 そのため、制度の違いや安全対策について、丁寧な説明を行っていく必要があると考えております。
会長	貴重なご意見、ご答弁をありがとうございました。 町としても、運賃の件やお出かけタクシーとの共存等については、「これで全て決まり」という考えではなく、今後の見直し等を含めて検討していきたいと考えております。 前回の会議は書面会議であり、賛成多数による決議という形を取らせていただきました。いただいたご意見については、今後の検討材料として参考にさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。
委員了承	

(2) 利便増進実施計画の修正・変更について

- 事務局説明【資料2・資料2別紙】

会長	ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。協議・調整の結果として文言修正を行った点や、新たに柔軟性を持たせた内容への修正がされたものと受け止めておりますが、修正箇所等を含め、全体としていかがでしょうか。先ほど事務局から説明がありましたとおり、利便増進実施計画案の修正・変更については、関東運輸局様のご指導のもと、引き続き協議を進めることでよろしいでしょうか。
委員了承	

(3) デマンド交通運賃の割引、バス運賃の割引・減免について

- 事務局説明【資料3】

会長	先ほどの書面決議のご提言やご意見も踏まえて、町としてできることを考えた中での案を事務局で作ったものでございます。ただいまの説明に対してご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。
秦野委員	資料のご説明ありがとうございました。お試し無料券について、事前に資料を拝見した際、秩父市では65歳以上の希望者を対象としている一方、皆野町では全員を対象としていたため、4回分という設定は多いのではないかと考えておりました。 しかし、本日のご説明を伺い、また書面決議の際にも意見があったとおり、「お出かけタクシー」との共存が難しいという課題がある中で、令和9年度をもってお出かけタクシーを廃止・終了し、デマンド交通へ移行していくということであれば、今回のデマンド交通をお試しで利用していただくという意味で、4回分は決して多くないと理解いたしました。この点については、非

	常によろしいのではないかと思います。 一点確認ですが、資料３ページの町営バスの運賃割引・減免制度において、子ども運賃の改正後として「幼児無料」と記載されています。これについては、標準運送約款から外れる内容になるため、新たに運送約款を届け出るか、運賃届出の中で適用内容として記載しなければ、法令上問題が生じる可能性があるのではないかと思います。回数券についても新たに設定することになるため、運賃届出の中で記載するものと考えますが、この点についての方向性をお聞かせください。 また、最初の話に戻りますが、先ほどの書面開催に関するご発言の中で、金子社長から事業者の意見として様々なお話があったかと思います。本格運行前の試行だから自由に変更してよい、あるいは本格運行だから変更してはいけない、ということではないと思います。やはり、まず運行事業者と自治体が十分に調整を行い、その上で協議会に諮ることが最も重要だと考えます。そのために事業者部会があるものと思いますし、運行事業者として日々担当部署と入念な調整を行うことは当然必要なことだと思います。その調整を十分に行った上で、協議会に案件を上げていただく形が理想的です。 私自身も、西武バスとして 12 自治体のコミュニティバスに関わっておりますが、各協議会に諮る前には、各自治体と入念に調整を行っております。今後、本格運行において万が一不備等が生じた場合には、早い段階で事業者と自治体で下調整を行い、その上で協議会に諮っていただくのがよいと考えております。
事務局	ご意見ありがとうございます。ご指摘いただいた子ども運賃、特に未就学児の取扱いについては、若干勉強不足の部分もございます。 今お話しいただいた内容は、おそらく一般路線バスにおける取扱いを前提としたものかと思います。一方で、今回の町営バスを含めた運行は、自家用有償旅客運送として実施するものであるため、一般路線バスにおける約款上の取扱いをどこまで反映する必要があるのかについては、担当者としては必ずしも同様に縛られるものではないのではないかと考えておりました。 ただし、この点については埼玉県様にも本日または今後ご意見を伺いながら、確認を進めてまいりたいと考えております。
金子委員	この件に直接関係するものではありませんが、参考として記載されている秩父市の利用料金が 500 円となっておりますが、今年 4 月から 300 円に変更されています。先日の市協議会で変更されました。
会長	先ほど町長が言及した内容としてお話ししましたが、5 月 7 日に「町内移動のお出かけタクシーに限って」という表現で表明をしております。現在は町外への移動にも利用できるため、例えば町外の病院へ行く場合などについては、なお課題が残るものと認識しております。 したがって、「町内移動を目的地とした高齢者お出かけタクシー事業」については、終了の方向で検討しているものとご認識いただければと思います。 それでは、デマンド交通の割引、バス運賃の割引・減免については事務局案のとおり進め、デマンド交通の無料利用券は 2,000 円、4 回分とすることでよろしいでしょうか。
委員了承	

(4) 令和 8 年度年間スケジュールについて

・ 事務局説明【資料 4】

会長	7 番のデマンドの本番運行準備について、利用登録が 10 月末までということで、これは引き続き登録のことはできるという認識で良いか。
事務局	その通りでございます。11 月 1 日を運行・本格導入と考えておりますので、このような表記になっておりますが、利用登録につきましては経年で行えるようにいたします。
会長	だいまの事務局からの説明に対しまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。案の通り進めることでよろしいでしょうか。

5. その他

- ・ 会議の議事概要について、町のホームページへの掲載を予定。

(以上)